

期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
期中レビュー基準報告書第1号	期中レビュー基準報告書第1号
独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー	独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー
2007年10月30日 改正 2009年7月8日 改正 2011年7月8日 改正 2012年6月22日 改正 2016年2月26日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2024年3月28日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第44号)	2007年10月30日 改正 2009年7月8日 改正 2011年7月8日 改正 2012年6月22日 改正 2016年2月26日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 最終改正 2024年3月28日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第44号)
《Ⅰ はじめに》 (省 略)	《Ⅰ はじめに》 (省 略)
《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅲ 要求事項》 (省 略)	《Ⅲ 要求事項》 (省 略)

新	旧
<p>《6. 期中レビュー報告書》</p> <p>《(1) 全般的事項》 (A26 項参照)</p> <p>50. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準 3 参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 48 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《③ 経営者及び監査役等の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>56. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 34 項(2)参照）。</p> <p>57. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役員及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 35 項参照）。</p> <p>《④ 監査人の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>59. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 39 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p> <p>60. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p>	<p>《6. 期中レビュー報告書》</p> <p>《(1) 全般的事項》 (A26 項参照)</p> <p>50. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準 3 参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《③ 経営者及び監査役等の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>56. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。</p> <p>57. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役員及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。</p> <p>《④ 監査人の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>59. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p> <p>60. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 40 項(1)参照）。</p> <p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27 項参照。監基報 700 第 40 項(2)参照）。</p> <p>61. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 39 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討</p> <p>中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 39 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 第 39 項から第 42 項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 39 項(3)参照）</p> <p>① グループ中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ中間財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《4. 期中レビュー報告書》</p> <p>《(1) 全般的事項》（第 50 項参照）</p> <p>A26. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A66-2JP 項参照）。</p> <p>《① 監査人の責任》（第 60 項参照）</p> <p>A27. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的</p>	<p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 37 項(1)参照）。</p> <p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27 項参照。監基報 700 第 37 項(2)参照）。</p> <p>61. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 36 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討</p> <p>中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 36 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 第 39 項から第 42 項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 36 項(3)参照）</p> <p>① グループ中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ中間財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《4. 期中レビュー報告書》</p> <p>《(1) 全般的事項》（第 50 項参照）</p> <p>A26. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A56 項参照）。</p> <p>《① 監査人の責任》（第 60 項参照）</p> <p>A27. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的</p>

新	旧
<p>影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報 260 の A32 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報 260 の A28 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ <u>本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正）</u> － <u>監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所）
<p>《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》</p> <p>《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》</p> <p>(1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。</p> <p><文例 1 ></p>	<p>《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》</p> <p>《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》</p> <p>(1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。</p> <p><文例 1 ></p>
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> ×年×月×日 </div> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注 1）</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> ×年×月×日 </div> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注 1）</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">指定社員 業務執行社員 指定社員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 ○○○○ 公認会計士 ○○○○</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: right;">指定社員 業務執行社員 指定社員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 ○○○○ 公認会計士 ○○○○</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(注2) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">○○監査法人</p> <p style="padding-left: 40px;">○○県□□市 (注1)</p> <p style="padding-left: 60px;">代表社員 業務執行社員 業務執行社員</p> <p style="padding-left: 80px;">公認会計士 ○○○○ 公認会計士 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(注2) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">○○監査法人</p> <p style="padding-left: 40px;">○○県□□市 (注1)</p> <p style="padding-left: 60px;">代表社員 業務執行社員 <u>代表社員</u> 業務執行社員</p> <p style="padding-left: 80px;">公認会計士 ○○○○ 公認会計士 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>《付録2 経営者確認書の記載例》</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上